

# 岐阜県で適用する最低工賃一覧

## 男子既製洋服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	金額
縫製	背広上衣	身返し	1枚分につき 145円
		そで作り	1枚分につき 145円
		ポケット作り（雨ふた付き切りポケットのものに限る。）	1枚分につき 200円
	ズボン	縫いっぱなし	1本につき 340円
ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）		1枚分につき 44円	
ま と め	背広上衣	そでまつり	1枚につき 95円
		そで口まつり	1枚につき 40円
		身返し星入れ	1枚につき 36円
		ベントまつり	1枚につき 13円
		すそまつり	1枚につき 17円
		ボタン付け及びせっぱ	1枚につき 41円
		すそ裏まつり	1枚につき 41円
		背鎖止め	1枚につき 10円
	ズボン	腰裏かんぬき止め（12個のものに限る。）	1本につき 18円
		前立てまつり	1本につき 6円
		ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）	1本につき 10円

## 婦人服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	規格	金額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき 730円
		そで縫い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき 88円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき 85円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで作	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき 101円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い		1枚分につき 105円
スカート (タイトスカートを除く)	丸縫い		1枚につき 350円	

業務	品目	工程	金額
ま と め	ワンピース	飾りボタン付け	1個につき 5円
		かぎホック付け	1組につき 10円
		スナップ付け	1組につき 10円
		系ループ付け	1か所につき 7円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり	1枚につき 60円
		身返し千鳥掛け	1枚につき 11円
		飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 10円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 8円
	スカート	飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 8円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 7円
		かぎホック付け	1組につき 10円
	スナップ付け	1組につき 10円	
	系ループ付け	1か所につき 6円	

## 陶磁器上絵付業（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

品目	規格		転写の業務			金額	
	寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数		
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの	円筒形				3円50銭
	小皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1 以上2分の1以下	平面	3円50銭	
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	4円05銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の 2分の1以上	みこみ	4円20銭	

※給水せん製造業最低工賃は平成26年3月31日限りで廃止となりました。

# 家内労働者・委託者のみなさまへ

## 知っておきたい **7** つのポイント

- 1 委託者は、家内労働者に基本委託条件を記した家内労働手帳を交付しましょう。
- 2 委託者は、工賃の全額を1か月以内に支払しましょう。  
※家内労働者から製品を受け取ってから、又は、工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- 3 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払しましょう。  
※岐阜県では裏面に掲げる3業種（男子既製洋服製造業・婦人服製造業・陶磁器上絵付業）について最低工賃が定められています。
- 4 委託者は、委託状況届を労働基準監督署に提出しましょう。
- 5 委託者は、家内労働者への委託を打ち切るときには早期に予告するよう努めましょう。
- 6 委託者、家内労働者は、仕事による災害を防ぐようにしましょう。
- 7 いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

家内労働についてのお問い合わせは

**岐阜労働局労働基準部賃金室** (TEL 058-245-8104)

または最寄りの**労働基準監督署**まで

岐阜労働基準監督署 (058-247-2368)

大垣労働基準監督署 (0584-78-5184)

高山労働基準監督署 (0577-32-1180)

多治見労働基準監督署 (0572-22-6381)

関労働基準監督署 (0575-22-3251)

恵那労働基準監督署 (0573-26-2175)

岐阜八幡労働基準監督署 (0575-65-2101)